



作成日 2014/08/04

改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 U/DシッププライマーEV混和液(GHS)
 製品コード CE-F01-1130
 供給者の会社名称 宇部興産建材株式会社
 住所 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
 電話番号 03-5419-6206
 FAX番号 03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分外
 自然発火性液体 区分外
 健康有害性 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分外
 皮膚感作性 区分1
 発がん性 区分2
 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 H351 発がんのおそれの疑い

注意書き 予防策

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
 化学名又は一般名

混合物
 水性エマルジョン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
エチレン 酢酸ビニル バーサチック酸ビニル共	35～45%	不明	6-53	公表	9079-98-5
エチレン・酢酸ビニル共重 合体	10～29%	不明	(6)-6	公表	24937-78-8

スチレン・メタクリル酸エステル共重合体	0~5%	不明	登録済み	—	非公開
酢酸ビニル	0~2%	CH ₂ =CHO COCH ₃	(2)-728	—	108-05-4
水	40~50%	H ₂ O	—	—	7732-18-5

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 酢酸ビニル(法令指定番号:180)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。
刺激が続くようであれば、医師の診療を受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

水、強化液、泡消火剤、粉末消火剤、ハロゲン化消火剤

特有の消火方法

このもの自体には可燃性はないが、水分が蒸発した後の乾燥物は可燃性である。燃焼の際は火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

消火を行う者の保護

周辺に延焼しない様に可燃物を避ける。
消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量の液体の場合、パーミキュライト、砂、土等不燃材料に吸収させ、空容器に回収する。後で廃棄処理する。

二次災害の防止策

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

漏出した場所の周辺には、ロープを張り等の措置を行い、関係者以外の立ち入りを禁止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

換気の良い場所で取り扱うこと。

保管	衛生対策	残液や、洗浄に使用した水は下水には流さないようにし、廃棄上の注意の項を参照して適切に処理する。 取扱い後は、うがい、洗眼、手洗いを励行する。
	安全な保管条件	「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをすること。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 容器を密閉して保管すること。 凍結、直射日光を避け、屋内で保管する。 保管時の温度は5℃以下あるいは40℃以上とならないようにする。
	安全な容器包装材	情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酢酸ビニル	未設定	未設定	TWA: 10ppm、STEL: 15ppm

設備対策 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	取扱いは換気のよい場所で行う。 防塵マスク、簡易防塵マスク。 保護手袋 保護眼鏡 保護服、保護長靴等
-------------	---	--

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状态 形状 色	液体 液体 乳白色
臭い		特有な刺激臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		4 ~ 6
融点・凝固点		約0℃
沸点、初留点及び沸騰範囲		約100℃
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.1g/cm ³ (23℃)
溶解度		水で無限大に希釈可能
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の手扱いにおいては安である。
危険有害反応可能性	データなし

避けるべき条件
危険有害な分解生成物

凍結させないこと。
データなし

11. 有害性情報

酢酸ビニルとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性

ラットLD50=2,900 mg/kg
ウサギLD50=2,335 mg/kg
ラットLC50(4時間)=11.4mg/L (3,184 ppm に相当)
軽度の刺激性(ウサギ)

強度の刺激性(ウサギ)

皮膚感作性あり(モルモット)
皮膚感作性あり(モルモット)
in vivo小核試験:陰性
in vivo小核試験、染色体異常試験:で陽性
ACGIH:A3、IARC:Group 2B

発がん性

12. 環境影響情報

酢酸ビニルとして

水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(長期間)

魚類(ヒメダカ)96時間LC50=2.39mg/L
急速分解性があり、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.73)。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78,Annex II ,and
the IBC code

該当しない
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報

該当しない
該当しない
該当しない
非該当
非該当

特別の安全対策

該当しない
転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に被覆シートをかけて輸送する。
梱包袋が破れない様に、水濡れや乱暴な取り扱いを避ける。
また、荷崩れしない様に取り扱うこと。
その他、『7. 取扱い及び保管上の注意』の項の記載による。

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法
大気汚染防止法

非危険物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)
有害でない物質(施行令別表第1の2)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

外国為替及び外国貿易法
特定有害廃棄物輸出入
規制法(バーゼル法)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特別な手配をする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。